

有限会社池田薬局	鳥取市今町一丁目三三三	平成元年十二月十五日
元氣堂薬局	米子市東福原五五六―一一	〃

鳥取県告示第四十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小 谷 和加子	鳥薬第七二三号	平成元年十二月十八日
杉 本 道 臣	鳥薬第七二四号	〃

鳥取県告示第四十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の

規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
長 田 京 子	鳥国薬第七二〇号	平成元年十一月二十七日

鳥取県告示第四十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十三条第十項において準用する同法第三十七条第三項の規定により特定承認療養取扱機関の承認があつたものとみなされるものについて療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一三一二	平成元年十二月一日

鳥取県告示第四十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十三条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成二年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目二三七	平成元年十二月二十日
よろず医院	鳥取市美萩野一丁目一一八一	〃
上山整形外科医院	鳥取市湖山町東二丁目一〇三	〃
桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三	〃

医療法人社団足立守歯科	境港市明治町八	〃
医療法人倉元内科医院	境港市外江町一七三三一	〃
医療法人社団宝意内科医院	米子市万能町一六	〃

鳥取県告示第四十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

平成二年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予 告 期 間 の 終 了 の 年 月 日
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目二三七	平成元年十二月十九日
よろず医院	鳥取市美萩野一丁目一一八一	〃
上山整形外科医院	鳥取市湖山町東二丁目一〇三	〃
桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三	〃

足立齒科	境港市明治町八	〃
倉元内科医院	境港市外江町一七三三一	〃
寶意内科医院	米子市万能町一六	〃

鳥取県告示第四十六号

岸本町が行う土地改良事業に係る岸本南（小野）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年一月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岸本町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十七号

日南町が行う土地改良事業に係る佐木谷地区第二工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年一月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十八号

日南町が行う土地改良事業に係る佐木谷地区第三工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

平成元年10月22日に実施した平成元年度行政書士試験に合格した者は、

次のとおりである。

平成2年1月19日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

西野足宮	平坂立田	文千靖	英鶴彦	高田山	誠巳平	塚田	修有	一司
			稔	谷		里	豊	伸